

# 要 請 書

平成29年4月14日

佐賀県知事 山口 祥 義 殿

「原発なくそう！九州玄海訴訟」  
原告団団長 長 谷 川 照  
弁護団共同代表 板 井 優  
(連絡先・佐賀市中央本町1番10号  
佐賀中央法律事務所気付  
Tel 0952-25-3121, Fax0952-25-3123)

## 第1、要請の趣旨

貴職として、玄海原発3・4号機の再稼働の同意・不同意の判断をしないよう強く要請します。

## 第2、要請の理由

貴職は、従前より玄海原発の再稼働について「安全性が確認され、県民の理解が得られた原発の再稼働は容認する」旨言明されています。

ところが、規制委員会の審査に通っただけでは、熊本地震の教訓や水蒸気爆発の危険、実効的な避難計画ができていないこと等安全性を確認できていません。

また、「県民の理解」の点についても、5か所の県民説明会では反対・懸念の立場からの質問意見しか出ない上、時間が大幅にオーバーしながら質問の手がやみませんでした。「広く意見を聴く委員会」でも明確な反対委員7名のほか、他の多くの委員からも心配懸念が示されています。GM21ミーティングにおいても、自治体首長の明確な反対は3人ながら、それ以外の首長においても多く心配懸念を表明しています。県庁への県民意見の表明でも大半が再稼働反対・心配の意見です。とても「県民の理解が得られている」と言えないのは明らかです。

原発から30km圏内の8自治体のうち4自治体で再稼働反対意見が表明されており、付近住民の理解も得られているとはいえません。

以上より、貴職のいう要件は備わっておらず、少なくとも同意・不同意の判断をすべきではありません。

以上